

○大阪大学外国語学部卒業認定に関する内規

〔平成23年2月3日
制 定〕

最近改正 平24. 3. 8

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学外国語学部規程（以下「学部規程」という。）第17条に定める外国語学部における卒業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業の要件)

第2条 学部規程第17条に定める「所定の期間」は、4年とし、3年次以降の在学期間を2年以上含むものとする。

2 学部規程第17条に定める「所定の授業科目」は、大阪大学外国語学部履修規程に定める授業科目とする。

(卒業の時期)

第3条 卒業の時期は、学年末とする。ただし、卒業の要件を満たした者で、外国語学部長が特に認めたものについては、第1学期末とすることができるものとする。

(卒業判定対象者)

第4条 卒業判定は、卒業判定を行う外国語学部教授会が開催される月に休学期間のない者を対象として行うものとする。

(第1学期末卒業)

第5条 第1学期末までに卒業の要件を満たす見込みがある者で、第1学期末卒業を希望するものは、4月30日までに第1学期末卒業認定願（以下「卒業認定願」という。）を外国語学部長に提出しなければならない。

2 前項の卒業認定願を提出した者が、第1学期末卒業を取りやめようとするときは、7月31日までに外国語学部長に卒業認定願の取り下げを申し出なければならない。

3 学部規程第14条の規定による修得単位により、第1学期末までに卒業の要件を満たすこととなる者で、第1学期末卒業を希望するものは、4月30日までに、当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位の認定願（以下

「留学単位認定願」という。）及び卒業認定願を外国語学部長に提出しなければならない。この場合において、留学単位認定願の提出前に第1学期末卒業認定願を提出することはできないものとする。

4 卒業論文の単位が未修得の者で、第1学期末卒業認定願を提出するものに係る大阪大学外国語学部卒業論文に関する規程の適用については、第2条中「第2学期に学部規程第13条の規定に基づいて卒業論文の受講登録をした上で、10月31日」とあるのは、「4月30日」とし、第5条第1項中「1月20日」とあるのは、「7月20日」とし、同条第2項中「1月31日」とあるのは、「7月31日」とする。

5 卒業認定願を提出した者（第2項の規定により卒業認定願の取り下げを申し出た者を除く。）が、第1学期末において卒業の要件を満たすときは、外国語学部教授会の議を経て、外国語学部長が卒業を認定する。

附 則

この内規は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。